

## 宿泊約款

### <適用範囲>

第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

当ホテルは前項の規定にかかわらず、法令及び慣習に反しない範囲で特約を優先するものとします。

### <宿泊契約の申込み>

第2条 当ホテルに宿泊予約の申し込みをしようとする際、申込者に対して次の事項を当ホテルに申し出て頂きます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時間
- (3) 宿泊者が未成年のみの場合は、保護者の承諾とその連絡先
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が宿泊中に、前項2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で、新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

### <宿泊契約引受の拒否>

第3条 当ホテルは次に掲げる場合において、宿泊の申し込みをお断りすることがあります。

- (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊の申し込みをしようとする者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)に規定する暴力団及びその暴力団員ならびにその関係者であるとき。
- (5) 宿泊しようとする者が当ホテル内で暴行、恐喝、脅迫、不当な要求、賭博行為、使用禁止薬物の所持若しくは使用、泥酔等、他の利用客及びホテルもしくは従業員に対し迷惑を及ぼす恐れや言動や、その他法令公序良俗に反する行為をするおそれがあるとき。
- (6) 宿泊しようとする者が宿泊に対し特別の負担を求めたとき。
- (7) 宿泊しようとする者が伝染病であると明らかに認められるとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

### <宿泊契約の成立等>

第4条 宿泊契約は、当ホテルが申し込みを承諾したときに成立するものとします。

- (1) 宿泊契約が成立したときは、期間を定めて宿泊期間の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。
- (2) 前項の予約金は宿泊者が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、次に第3条の定める場合に該当するときは違約金に充当し、残額があれば返還します。

### <宿泊契約の解除>

第5条 宿泊客は当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。但し別表第1に掲げるところにより、違約金を申し受けの場合があります。

2 当ホテルは宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の到着時刻になつても到着しないときは、その宿泊契約

は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。

但し、宿泊申込者が列車、航空機等公共の運輸機関の不着または遅延等で宿泊者の責に帰さないものであることを証明したときには、前項の違約金はいただけません。

#### ＜当ホテルの契約解除権＞

第6条 当ホテルは次にあげる場合において、宿泊契約を解除することができます。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は、他の利用者に著しく迷惑を及ぼす行為をしたとき。
  - (2) 暴力団及び暴力団員並びにその関係者であるとき。
  - (3) 宿泊客が伝染病者と明らかに認められるとき。
  - (4) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担をもとめられたとき。
  - (5) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (6) 宿泊しようとする者が当ホテル内で暴行、恐喝、脅迫、不当な要求、賭博行為、使用禁止薬物の所持若しくは使用、泥酔等、他の利用客及びホテルもしくは従業員に対し迷惑を及ぼす恐れや言動をしたとき、その他法令公序良俗に反する行為をするおそれがあるとき。
  - (7) 寝室での寝たばこ及び禁煙室での喫煙（※電子タバコも含む）、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
  - (8) 宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後9時（予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することができます。
  - (9) 当ホテルが定める利用規約に従わない時。
- 2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したとき、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただけません。

#### ＜宿泊の登録＞

第7条 宿泊者は、宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊者の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあたっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日（確認の為、パスポートをコピーさせていただく場合があります。）
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

#### ＜客室の利用時間＞

第8条 宿泊者が当ホテルの客室を利用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。但し、連続して宿泊する場合においては、到着時及び出発日を除き、終日使用することができます。

- 2 当ホテルは前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の利用に応じることができます。  
この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 午後2時迄は、1時間毎1,000円　　午後3時以降は、宿泊全額料金

#### ＜料金の支払い＞

第9条 宿泊料金等の支払いは、日本国政府が定める指定通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等により、宿泊客の到着の際、フロントにおいて行っていただきます。

- 2 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

## <当ホテルの責任>

第 10 条 当ホテルは、宿泊契約の不履行により宿泊客に損害を与えたときは、宿泊契約の範囲内でその損害を補償します。但し、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 2 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

## <契約した客室の提供ができないときの取り扱い>

第 11 条 当ホテルは宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

- 2 当ホテルは前項の規定に拘わらず他の宿泊施設の斡旋が出来ないときは、違約金相当額を宿泊客に支払うものとします。但し、客室が提供できることについて、当ホテルの責めに帰す理由がないときは、この限りではありません。

## <宿泊客の所持品に関する当ホテルの責任>

第 12 条 当ホテルは宿泊客の所持品（当ホテルに預けられた場合を含みます）の滅失、毀損等が、当ホテルの故意または過失のみ責任を負うものとします。当ホテルが損害を賠償する場合、その損害賠償額は 10 万円を限度とします。

- 2 金銭、譲渡可能証券、宝石、重要データ、重要書類等の貴重品はお預かりいたしません。

## <宿泊客の手荷物または携帯品の保管>

第 13 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

※宅配便を利用した場合、ホテルで立て替えで着払いの荷物の受け取りは出来ません。

- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が予め当ホテルに対し取り扱いの処置を指示した場合を除き規定の期間保管を致します。但し、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含めて 7 日間当ホテルにて保管し、その後貴重品については最寄りの警察署へ届け、その他の物品については処分させていただきます。

## <宿泊客の責任>

第 14 条 宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

- 2 当ホテル施設内(喫煙客室、指定喫煙場所を除き)はすべて禁煙の為、禁煙客室内もしくは施設内で喫煙が確認された場合、または禁煙客室内にての喫煙または吸い殻が発見された場合は、喫煙による客室クリーニング代及び客室販売止めの損害賠償を請求いたします。

客室クリーニング代 1 室につき 3 万円 売止め保障費用(日数×客室室料)

- 3 当ホテル内からのインターネット接続のご利用にあたり、宿泊客ご自身の責任にて行うものとします。インターネット接続中のシステム障害その他の理由により接続が中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当ホテルはその責任を負いかねます。また、インターネット接続のご利用にあたり当ホテルが不適切と判断した行為により、当ホテル及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

## <客室の清掃>

第 15 条 宿泊客が 2 連泊以上連續して同一の客室に宿泊される場合、当該客室の清掃は原則として毎日行います。

2 宿泊客から清掃不要である旨の要望を受けた場合であっても、衛生環境保全のため、3 日経過毎に 1 回清掃を行います。

ただし、事前に滞在中の清掃回数について宿泊者とホテルで事前に取り決めがある場合はそれに準じます。又、宿泊者が夜勤等の理由でやむを得なく清掃が出来ない場合は宿泊者とホテルで協議し、その対応を決定します。

3 前項の客室清掃について、宿泊客はこれを拒否できないものとします。

## <営業時間>

第 16 条 当ホテルのフロント等の営業時間は次の通りとし、その他の施設の詳しい利用時間は、備え付けのパンフレット、各所の掲示、客室内の館内ご案内等で提示いたします。

### (1) フロントサービス時間

(イ) 門限なし、但し午後 11 時以降、防犯の為、正面自動ドアの開閉はカードキーによる操作となります。

(ロ) フロント 24 時間対応

(2) 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

## <駐車の責任>

第 17 条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。また駐車場での盗難及び車両同士の事故についても当ホテルは責任を負いかねます。但し、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その損害を賠償の責めに任じます。

## <利用規則の遵守>

第 18 条 宿泊客は当ホテル内においては、当ホテル内で定めた利用規則について従っていただきます。

別表第 1

※%は宿泊料に対する違約金の比率です。

契約申込人数 契約解除の通知を受けた日		不 泊	当 日	前 日	2 日～7 日前
一般	9 名まで	1 0 0 %	午後 4 時まで 3 0 % 午後 4 時以降 8 0 %		
団体	10 名以上	1 0 0 %	1 0 0 %	8 0 %	5 0 %

※宿泊日当日の契約の解除において、夕食をご予約頂いた場合については、時間にかかわらず 100%の違約金を頂きます。

# 利 用 規 約

当ホテルでは、お客様に安全で快適にお過ごし頂くため、上記宿泊約款第18条に定めのあるとおり、その遵守にご協力くださいます様お願い申し上げます。

尚、遵守いただけない場合は、宿泊約款第6条9号の規定により、宿泊契約を解除することがあります。

## ■火災予防上お守りいただきたい事項

1. 火災の原因となりやすい寝たばこの他、喫煙皿のある場所以外でのご喫煙(電子タバコ含む)はおやめください。
2. 消防用設備等のいたずらは、安全の維持に支障が生じますのでおやめください。
3. 廊下及び客室内で暖房用、炊事用、お香などの火器および電子機器等を使用なさらないこと。
4. 客室内でお香などを焚く行為はなさらないでください。
5. その他の火災の原因となるような行為はおやめください。

## ■安全上お守りいただきたい事項

1. お部屋の入り口ドアに避難経路図を表示しておりますので、予めご確認ください。
  2. お部屋のドアは自動施錠です。お出かけの際は施錠をご確認の上、カードキーをお持ちいただきます様お願い致します。
- ※カードキーを紛失・破損した場合はカードキー相当の費用を申し受けます。

## ■その他注意事項

1. 館内にて他のお客様のご迷惑となるようなもの(犬、猫、その他動物等)、発熱又は引火性のもの、悪臭を発するもの、危険物となり得るもの、その他法令で所持を禁じられている物のお持込みはおやめください。
2. 館内および客室内で高声、放歌及び喧騒な行為その他で他人に嫌悪感を与えたる、迷惑を及ぼしたりしないでください。
3. 館内および客室内で賭博や公序良俗に反する行為をなさらないでください。
4. 当ホテルの許可なく、客室、ロビー等を営業行為(展示、広告、販売等)などの他の目的にご使用になることはおやめください。
5. 館内の設備、備品の現状を著しく変更したり用途以外にご使用になることはおやめください。ホテル内で染毛・漂白剤等の使用はなさらないでください。
6. 客室の窓側、ベランダ(3階より上階の客室)、廊下又は、ロビーなどに物品を陳列したり放置しないよう、お願い致します。
7. 宿泊客以外は客室のご利用は出来ません。
8. 備え付けの室内着は客室内のみのご利用です。廊下やロビー・ラウンジなどの公共スペースのご利用はご遠慮ください。
9. 節電、節水にご協力を願い致します。